玉村町教育振興基本計画

２０１９年３月

玉村町教育委員会

目　次

～　はじめに　～　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅰ　計画改訂の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
Ⅱ　基本理念（教育大綱と同じ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
Ⅲ　基本方針（教育大綱と同じ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
Ⅳ　教育振興基本計画の位置づけ及び対象期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
Ⅴ　基本目標（学校教育の目指す子供像，生涯学習の目指す人間像）　・・・・・・・・　3
Ⅵ　基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

学校教育

1　学校教育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（1）「自立する力」と「共生する力」を育む教育活動の充実
（2）地域とともにある学校づくりの推進
（3）教育環境の充実・整備

生涯学習

1　生涯学習の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（1）生涯学習による地域づくり
（2）人権教育の推進
（3）公民館講座の充実
（4）図書館利活用の推進
2　青少年の健全育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（1）健全な育成環境づくり
（2）家庭教育の支援
3　文化財・地域資源の保護・活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（1）文化財・歴史資産・地域資源の保存・活用
（2）埋蔵文化財の保存・活用
（3）郷土芸能の保存・伝承
（4）歴史資料館を活用した歴史学習の推進
4　芸術・文化活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（1）芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の充実
（2）芸術・文化活動の促進
5　生涯スポーツの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（1）スポーツに親しむことのできる環境整備
（2）スポーツに親しむ機会の提供

＜参考資料＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　玉村町教育大綱

は　じ　め　に

～ 夢叶える教育のまち たまむら ～

教育は理想を追求する営みです。その理想の姿が，学校教育で目指す子供像「確かな学力を身に付け 心豊かに たくましく生きぬく子供」であり，生涯学習で目指す人間像「学ぶ喜びを味わい 自己を磨き 豊かに生きようとする人」であります。この理想の姿に迫るために大切なことは，常に教育の原点を見つめ，教育の本質を見極めていくことです。

現在，学習指導要領が改訂され，小学校では２０２０年度，中学校では２０２１年度から全面実施となります。新学習指導要領では，道徳が『特別の教科 道徳』として新設されるとともに，小学校では英語教育やプログラミング教育が導入されます。また，中学校においては，平成３０年度に部活動のガイドラインが示され，教職員の働き方についても注目されているところです。このような変化の激しい社会において，学校に求められる教育も変わってきています。

このような激動の時にこそ私たちは「学校を変える」という意識をもち，前例や慣例にとらわれることなく，改革をしていく姿勢が必要になります。そして，その改革に向けて大事なことが「前向き」に「プラス思考」「未来志向」で取り組むこと，そして何よりも，子供たちの教育に携わる教職員がいつも明るく元気でいることです。

夢があるからやる気になれる！

夢があるからがんばれる！

人は夢や希望をもっているとがんばれます。元気が出ます。したがって，私達教職員の仕事はこれからの社会を生きる子供たちの夢や希望を育むことです。そのために，教職員自身も「夢」をもつことが大切になってきます。

夢叶える教育のまち たまむら

この言葉にはここであげた全ての思いが込められています。

『夢叶える教育のまち たまむら』を実現するために，子供たちが夢や希望をもって生き生きと学ぶことができる学校教育，そして，大人になってもなお，夢や生きがいをもって学ぶことができる生涯学習を創造していきましょう。そしてこれらを通した人づくり，地域づくりを実現していきましょう。

Ⅰ　計画改訂の趣旨

玉村町では，平成２３年４月に今後１０年間のまちづくりの指針となる「第５次玉村町総合計画」を策定しました。その中で教育・文化においては，「心豊かな人材を育み，郷土の歴史・文化を大切にするまち」を基本目標とし，行政として取り組むべき施策の体系を明らかにしました。

また，平成３０年度の総合教育会議での議論を経て，今後の玉村町の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策について，その目標や施策の根本となる方針を定めた教育大綱を平成３１年３月に策定しました。

そこで，「教育大綱」に掲げた基本理念及び方針と「第５次総合計画」の教育振興施策を総合的かつ計画的に推進するために，「玉村町教育振興基本計画」を策定しました。

Ⅱ　基本理念

○ 全ての町民が夢と希望をもって理想を追求することができるよう，社会の変化に対応した教育を実践する。

○ 家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし，相互に連携・協働した教育を実践する。

Ⅲ　基本方針

全ての教育(家庭教育・学校教育・社会教育等を含む)において

○「生きる力」を育み，社会の変化に主体的に対応できる人を育成する。

○ 一人一人が生涯活躍できるよう，自己を磨き，共に学ぶ環境をつくる。

Ⅳ　教育振興基本計画の位置付け及び対象期間

教育振興基本計画は，玉村町における教育施策の根本となる大綱に掲げた基本理念の具現化に向けた教育施策等をより詳細に示しています。なお，本計画の計画期間は，平成３１（２０１９）年度から平成３５（２０２３）年度の５年間とします。

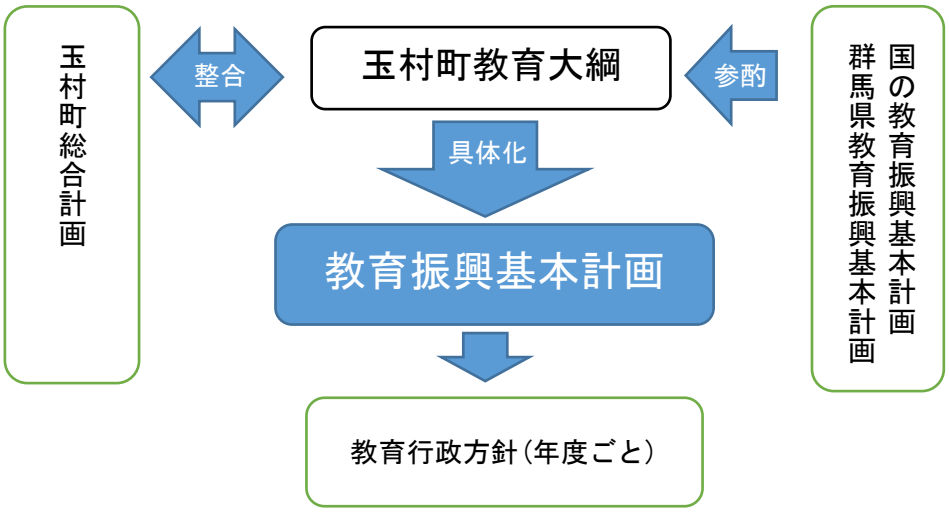

Ⅴ　基本目標（第５次総合計画 教育・文化分野：まちづくりの基本目標）

心豊かな人材を育み，郷土の歴史・文化を大切にするまち

＜ 学校教育の目指す子供像 ＞
確かな学力を身に付け　心豊かに　たくましく生きぬく子供

＜ 生涯学習の目指す人間像 ＞
学ぶ喜びを味わい　自己を磨き　豊かに生きようとする人

家庭・学校・地域社会が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚して，相互に連携・協力して，変化の激しい社会を心豊かにたくましく生きぬく子供が育つまちを実現します。

町民一人一人が心豊かな人生を送ることができるよう，文化センター（図書館・公民館・歴史民俗資料館等）の機能や内容などを一層充実させ，いつでも・どこでも・誰もが生涯にわたって学習できる環境を築くとともに，スポーツが盛んで健康的なまちを実現します。

また，大学などとの連携を図り，町民一人一人が生き生きと活動できる教育のまちとします。

さらに，宿場町として栄えた歴史や伝統などを尊重し，本町の優れた歴史文化の保全・継承に努めるとともに，郷土の歴史資産や文化財を教育やまちづくりに積極的に生かすまちを実現します。

Ⅵ　基本計画

学校教育

＜ 学校教育の目指す子供像 ＞
　　確かな学力を身に付け　心豊かに　たくましく生きぬく子供

＜ 学校教育の重点＞
　　幼小中１２年間を見通した学校教育の充実

１　学校教育の充実

≪現状と課題≫

学校教育においては，基礎的・基本的内容を重視しつつ，個性を生かす教育の充実を図るとともに，自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力や豊かな心をもち，心身共に健康でたくましく生きる人間を育成することが求められています。

本町には，公立幼稚園２園，小学校５校，中学校２校があります。平成３０年５月１日現在，園児１５６人，小学生１，７６５人，中学生９４０人が学習しています。幼稚園については平成３１年度に統合し１園となります。

各学校・園は，園児児童生徒一人一人がよりよく生きるために「自立」と「共生」をねらいとした教育に努め，特色ある学校づくりを進めています。さらに，学力向上に向けて，児童生徒の学習状況を分析し，授業改善を行うとともに，個に応じたきめ細かな指導を行っています。知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育てるためには，家庭や地域との連携を強化し，地域全体の教育力を高めていくことが求められています。

≪目指す姿≫

○ 子供たちが健やかに成長する幼児教育
○ 児童生徒に，生きる力（確かな学力，豊かな人間性，心身の健康と体力を備えた総合的な力）を育む学校教育
○ 家庭・学校・園・地域との間の信頼と協力関係の構築
○ 安全で学習しやすい教育環境の提供

≪施策の内容≫

（１）「自立する力」と「共生する力」を育む教育活動の充実

本町が目指す子供像「確かな学力を身に付け 心豊かに たくましく生きぬく子供」の育成に向けて，「自立する力（子供一人一人が主体的に判断し，自らの人生を切り拓いていく力）」と「共生する力（人と人との関わりやつながりの中で，互いに認め合い，協力し合いながら，新たな価値を見いだしていく力）」を育む教育活動の充実に努めます。

＜主要施策＞

夢や希望を育む学校教育の推進

① 確かな学力を培う教育の充実

・ 幼稚園生活の中で，身近な事象に積極的に関わり，興味関心を高めながら，思考力･判断力･表現力の基礎を育成します。
・ 生きて働く「知識・技能」，未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」，学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力」の育成を目指した学習指導（主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善）を推進します。
・ 幼小中１２年間を見通した英語教育を推進します（小学校５校：教育課程特例校指定）

② 豊かな人間性を育む教育の充実

・ 幼稚園生活の中で，友達や先生、地域の身近な人と触れ合うことを通して，信頼感や思いやりなどの豊かな心情や社会性の基礎を育成します。
・ 子供たちの自己肯定感・自己有用感を育成します。
・ 道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
・ いじめ等への対応の徹底と人権教育を推進します。

③ 心身の健康と体力を育む教育の充実

・ 幼稚園生活の中で，自ら健康で安心な生活をつくり出そうとする心情を育成します。
・ 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力（薬物乱用防止教育，メンタルヘルス，アレルギー疾患等，子供の健康課題への対応）を育成します。
・ 望ましい生活習慣づくり（早寝，早起き，朝ごはん等）の充実を図ります。
・ 体力向上を図るスポーツ活動の充実を図ります。

④ 発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実

・ 幼稚園生活の中で自発的･主体的な活動を促し，人と関わる力を育成します。
・ 特別活動を要として，教科等横断的にキャリア教育を推進し，将来に対する夢や希望を育みながら，社会的・職業的自立を図るための基礎を培います。
・ 自己の理解を深め，望ましい勤労観･職業観を身に付けることができるよう職場体験学習等，地域や企業と連携しながら，キャリア教育を推進します。
・ 夢や希望を育む系統的なキャリア教育を推進するとともに，様々な人とつながる体験活動の充実を図ります。

⑤ 学校・園，関係諸機関との連携の充実

・ 教職員研修会等の研修会を実施するなど，幼稚園・小学校・中学校の教職員の交流を推進します。
・ 子供議会やいじめ防止子供会議等，児童生徒の交流を推進します。
・ 障害のある子供に対して，幼児期から義務教育終了まで一貫した支援ができるよう，個別の教育ニーズに応じた適切な支援･指導の充実を図ります（にじいろファイルの充実･活用等）。
・ 幼稚園・小学校・中学校，保健・福祉・医療等の関係諸機関との連携を強化し，地域全体で子供たちを守り育てる環境形成を推進します。

（２）地域とともにある学校づくりの推進

学校教育目標の実現に迫る自校の特色を活かした教育活動を展開します。地域・家庭に対して情報発信を行い，学校・家庭・地域が連携して，効果的な教育活動を実践します。

＜主要施策＞

① 特色ある学校・園づくりの推進

・ 育児・幼児教育の相談体制を強化し，保護者が抱える不安の解消や家庭における適切な育児の支援を充実します。
・ 学校評価や学校評議員制度等を活用した学校・園，家庭，地域が一体となった学校・園づくりを推進します。
・ 放課後学習支援や長期休業における体験講座等，地域人材や専門家等を活用した教育活動の充実を図ります。

② 学校・園・家庭・地域・関係機関との連携と学校支援センターの充実

・ 授業支援や読み聞かせ，安全パトロール，環境整備，地域の伝統文化体験等，学校の教育活動に対するボランティアによる支援と児童生徒の町行事等への参加の充実を図ります。
・ 部活動指導員や部活動外部コーチ等の活用及び地域スポーツ団体等と連携の充実を図ります。
・ 町をあげて，学校・園の協力・支援者（ボランティア）の募集及び人材の確保に努めます。

③ 効果的な情報発信の充実

・ 学校ホームページや町ホームページ，メール配信システム等，学校・学年通信，広報たまむらの「ＭＡＮＡＢＩのひろば」等を活用した効果的な情報発信の充実を図ります。

（３）教育環境の整備・充実

現代の社会情勢に対応でき，児童生徒がのびのびと安心して過ごせる教育環境づくりを推進します。また，一人一人の実態に応じた支援を行うための人的環境の整備・充実を図ります。

＜主要施策＞

① 学校・園施設の充実・整備

・ 施設の安全確保や教育環境の充実を図るため，教育施設・設備の整備・改善に努めます。
・ ２０２０年度の小学校学習指導要領の全面実施に向けて，教育用コンピュータとしてのタブレットパソコン等を拡充するとともに，デジタル教科書の効果的な活用と校内無線ＬＡＮシステムの充実を図ります。
・ 校務支援システムを活用した校務の効率化をさらに推進し，教職員の多忙化の解消に努めます。

② 教育支援，人的環境の充実・整備

・ 外国語指導助手（ＡＬＴ）を全小中学校に常駐配置するとともに，小学校ＡＬＴを幼稚園へ派遣し，国際教育の充実を図ります。
・ 特別な支援の必要な子供に対して，介助員・補助員を効果的に配置します。
・ きめ細かな学習を充実するために，教育補助員（たまむらプラン）を配置します。
・ いじめや不登校等の問題行動の対応に向けて，町スクールカウンセラーを配置するとともに，効果的な活用を図ります。
・ 教職員の多忙化を解消するために，スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等配置し，教職員の負担軽減を図ります。

③ 就学困難な児童生徒への支援の充実

・ 就学援助費の充実を図ります。

・ 奨学金・育英金等の充実を図ります。

④ 安全・安心な学校給食の充実

・ 地場産の食材を豊富に活用した安全・安心な学校給食を提供します。

・ 栄養教諭等を活用した食育指導の充実を図ります。

生涯学習

＜ 生涯学習の目指す人間像 ＞
学ぶ喜びを味わい　自己を磨き　豊かに生きようとする人

＜生涯学習の重点＞
生きがいと絆をつくる生涯学習の推進

１　生涯学習の推進

≪現状と課題≫

本町の生涯学習の拠点施設は，ホール，公民館，図書館，歴史資料館などを併設した玉村町文化センターです。文化センターは平成５年に整備され，生涯学習や文化活動などで年間約２５万人が利用しています。図書館の年間貸出冊点数は，開館以来，県内の市町村の上位を維持し，公民館での文化活動も活発化しているなど，町民の高い学習意欲が表れています。

町民の自己啓発や生きがいづくりを応援する豊かな生活環境の提供に向けて，利用しやすく快適な生涯学習の環境づくりと一人一人が尊重される心豊かなまちづくりが求められています。また，より多くの町民が生涯学習や地域コミュニティ活動に取り組めるよう，魅力あるプログラムの提供や推進体制の充実に努めることが重要であり，生涯学習推進員，教育機関などとの連携を強化することが求められています。

≪目指す姿≫

○ 文化センターとスポーツ施設等，生涯学習環境の充実と効率的な学習の充実
○ 一人一人が尊重された心豊かなまちづくりの推進
○ 地域の団体の自主的な地域コミュニティ活動の増加

≪施策の内容≫

（１）生涯学習による地域づくり

生涯学習に関する町民の意識啓発を推進し，町民の自主的・積極的な生涯学習を促進します。現在，生涯学習推進員を中心に実施している地域コミュニティ活動については，一層の支援を行うとともに，町民のニーズに沿った生涯学習を提供するため，町民の要望把握や生涯学習推進員研修の充実を図ります。

＜主要施策＞

① 生涯学習を通した人々の交流促進

・ 文化センターまつりを様々な団体の協力により開催し，普段の学習の成果を発表することを通じて，来場者との交流を促進します。

② 生涯学習推進員を核とした地域づくり

・ 各地区での生涯学習活動が活発に行われるよう，町内全２５地区から２名ずつ選出された生涯学習推進員に様々な研修を行います。

（２）人権教育の推進

人権を尊重し，お互いに認め合う心を育て，一人一人が尊重されるまちづくりを目指すために，人権教育指導者研修・啓発活動等を行い，正しい人権感覚を広めていきます。また，箇茂木集会所運営委員を中心に，たくさんの人々が集う箇茂木集会所を適切に運営し，人権が尊重された地域づくりに向け，人々の交流を促進していきます。

＜主要施策＞

① 認め合う心の醸成

・ 人権教育推進員研修の充実を図ります。

② 人々の交流の促進

・ 箇茂木集会所運営委員と協力し，集会所の利用促進を図ります。

（３）公民館講座の充実

生涯学習活動を更に推進するため，生涯学習ボランティアや指導者等の確保・育成に努めます。指導者養成に向けた講座開設などにより，専門的な知識や技能を備えた町内外の人材が講師となり，多彩なプログラムを提供できるよう，指導者発掘の仕組みを整えます。

＜主要施策＞

① 関係機関との連携講座の充実

・ 学校や教育機関，文化協会，社会教育団体，企業などと連携して，町民の生涯学習ニーズにあった講座を実施します。

② 町民の能力や特技を活かした講座の実施・講師の育成

・ にしきの通信やホームページを通じて，優れた能力や特技をもつ町民から生涯学習講座の講師を募集し，活躍の場を提供します。

（４）図書館利活用の推進

図書館の利用者数と資料の貸し出し冊点数増加を目標に，図書館を利用しやすい環境づくりに努めます。そのためには，図書館の利用者の要望に寄り添って図書資料を収集し，利用者の調査に関する相談や情報提供を行います。また，関係機関と連携することで，利用者参加型事業を推進し，図書館に親しむ機会を提供します。

＜主要施策＞

① 関係機関との連携の充実

・ 子ども育成課や健康福祉課との三課合同事業や県立女子大学との英語読み聞かせ事業，ボランティア団体と協力して行う各種読み聞かせ事業を行います。

② 利用調査に関する相談や情報提供，利用者に寄り添った図書館資料収集

・ 利用者の調査相談にすばやく対応し，当館にない資料は県内図書館から取り寄せるなど可能な限り利用者の要望に応えます。

・ 利用者のリクエストや予約状況を参考にして，利用しやすい図書館を目指します。

③ 利用者参加型事業の推進・来館しやすい環境の整備

・ 図書館周知活動を兼ねて，子供から大人まで図書館に来館して頂ける事業を推進します。

・ 小さな子供や高齢者の利便性向上を考慮した「利用者カート」の導入や各小学校の新入生向けに図書利用カードの作成依頼を行うなど利用しやすい図書館を目指します。

２　青少年の健全育成

≪現状と課題≫

青少年を取り巻く環境は，少子高齢社会，情報通信技術の進展，核家族化の進行，価値観の多様化などに伴い大きく変化しています。その結果，家族と会話する時間や地域社会で近隣町民と触れ合う機会が減少しており，青少年のマナーやコミュニケーション能力の低下が危惧されています。さらに，有害な情報も氾濫しており，青少年が犯罪に巻き込まれる可能性も高まっています。

青少年の健全な育成を推進するため，青少年が参加しやすい文化・スポーツ活動やボランティア活動などの機会をつくり，青少年の社会参加を促すとともに，青少年に対して健全な居場所を提供することが求められています。また，社会から青少年に対して悪影響を及ぼす要因を取り除くため，家庭や学校，地域社会が一体となって，青少年の健全育成環境を整備していく必要があります。

≪目指す姿≫

○ 青少年の健やかな成長を促す健全な環境の維持，改善

○ 文化・スポーツ活動やボランティア活動などの青少年育成活動の参加者の増加

≪施策の内容≫

（１）健全な育成環境づくり

青少年の犯罪や非行防止のため，学校，家庭，地域社会が一体となり，健全な育成環境づくりを進めます。青少年の居場所づくりや有害環境の排除を進め，青少年が犯罪などに巻き込まれないよう，防犯パトロール，有害サイトへのアクセス防止などに努めます。また，青少年育成推進員連絡協議会と連携して青少年の健全育成に向けた組織の強化を図り，文化・スポーツ活動，体験活動，ボランティア活動などへの参加機会を充実させるとともに，各種イベント時の指導者の確保・育成に努めます。さらに，青少年の健全な心身の成長を育み，社会の一員としての認識を養うため，青少年に対して多彩な活動機会を提供します。

＜主要施策＞

① 健全育成環境の整備

・ パトロール等を行い，良好な環境の維持に努めます。

② 青少年育成推進員連絡協議会による体験活動の推進

・ 青少年育成推進員と共に体験活動に必要なスキルを学び体験活動に役立てます。

③ 社会の一員としての自覚を育む活動機会の提供

・ 少年の主張や成人式を通じて，社会とのつながりの認識を深めます。

（２）家庭教育の支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり，子供たちの基本的生活習慣や倫理観，自制心などを培うために大変重要であると考えられています。青少年が健全に成長するためには，家庭の教育力を向上させていく必要があります。その支援として，子育て講座などを各関係機関と連携して開催していきます。

＜主要施策＞

① 家庭教育力の向上支援

・ 子育ての課題を解決できるよう，時代のニーズに応じた講座や研修会，講演会等を開催します。

３　文化財・地域資源の保護・活用

≪現状と課題≫

本町は，日光例幣使道の宿場町として栄えた歴史があり，国指定重要文化財の玉村八幡宮本殿をはじめ，指定文化財や有形・無形の文化財が数多く存在します。これらの文化財は貴重な歴史資産であり，次世代への保存・活用が求められます。また，歴史資産を活かしたまちづくりに向け取り組む必要があります。

埋蔵文化財については，開発者に対し適切な指導を行い，遺跡の保護を図る必要があります。そのために遺跡台帳及び遺跡地図の整備を行っています。古墳については，軍配山古墳，梨ノ木山古墳の２ヶ所を町指定の史跡として保護していますが，今後は史跡公園としての整備を進めることが求められています。

伝統芸能や祭りは，地域が受け継いできた貴重な固有の財産であり，保存・伝承が重要です。後継者の育成や保存会への支援を充実させる必要があります。

歴史資料館では，常設展示として，江戸時代に宿場として栄えた町の姿や宿場が置かれるまでの歴史を考古・歴史資料と映像などにより紹介しています。歴史資料の収集・整理，調査研究，その公開を進めるとともに，学校と連携した歴史教育の普及に努めることが求められています。

≪目指す姿≫

○ 文化財・歴史資産・地域資源を活かしたまちづくりの推進
○ 埋蔵文化財の保護と活用の推進
○ 伝統芸能の伝承と後継者の育成
○ 地域の歴史・文化に関心をもつ町民の増加

≪施策の内容≫

（１）文化財・歴史資産・地域資源の保存・活用

文化財や歴史資産を後世に伝えるとともに，玉村らしい個性あるまちづくりに向けて，文化財・歴史資産・地域資源の保存・活用を進めます。特に町民・関係機関と連携して，日光例幣使道の宿場町の面影を残す旧玉村宿を対象に玉村八幡宮を核とした歴史資産の保存・活用を計画的に進め，愛着をもって暮らせるまちづくりを目指します。また，情報発信やイベントの開催などを行います。

＜主要施策＞

① 文化財・歴史資産・地域資源に関する情報提供

・ 各種パンフレットや町ホームページなどを通じて情報を提供します。

② 文化財の指定や登録有形文化財の登録

・ 後世に残すべき文化財の調査，指定・登録により文化財の保存活用に努めます。

③ 歴史資産を活かしたイベント開催やまちづくり事業の推進

・ 旧日光例幣使道にある歴史的建造物を活用したイベントやまちづくり事業を推進します。

（２）埋蔵文化財の保存・活用

埋蔵文化財は一度破壊されると復元が難しいため，その保存に努めるとともに，開発に当たっては遺跡保護の協力や試掘確認調査を事業者に要請します。やむなく遺跡を破壊せざるを得

ない場合は，発掘調査を実施・記録し，その成果の公開に努めます。また，遺跡を把握する基礎データである遺跡台帳及び遺跡地図の整備を推進します。

＜主要施策＞

① 埋蔵文化財の保存

・ 各種開発をできるだけ早く把握し，埋蔵文化財の保存に努めます。必要に応じて試掘確認調査や発掘調査を実施します。

② 埋蔵文化財の調査研究及び資料整理

・ 遺跡地図や遺跡台帳の整備を進めます。埋蔵文化財資料の維持管理に努めます。

③ 埋蔵文化財の公開・展示

・ 歴史資料館における展示を行い、その成果の公開に努めます。

（３）郷土芸能の保存・継承

伝統芸能や祭りの保存・伝承を図るため，調査・研究を行うとともに，後継者育成や保存活動に対する支援を行います。郷土芸能を生涯学習や小・中学校の学習の場に活用するとともに，各保存会への支援，郷土芸能に関する功労者の表彰などを通じて，後継者の育成に努めます。

＜主要施策＞

① 後継者の育成

・ 郷土芸能保存会打ち合わせ会議を開催し，情報を共有することにより，後継者の育成に努めます。

② 郷土芸能保存活動に対する支援

・ 保存活動費補助金などの補助を行います。また，保存活動に当たっては助言を行います。

③ 功労者表彰

・ 指定の郷土芸能の保存継承に尽力した方を表彰します。

（４）歴史資料館を活用した歴史学習の推進

本町に関わる資料の収集及び整理並びに調査･研究を進めます。また，企画展の開催などにより調査･研究成果の公開に努め，地域の歴史と文化に対する町民の理解を深めます。さらに，学校との連携を推進し，体験学習や歴史講座など歴史に親しむ機会の提供を図り，歴史教育の充実に努めます。

＜主要施策＞

① 資料の収集・整理・調査研究

・ 様々な事情により資料が失われる前に，資料の収集・整理・調査研究に努めます。

② 展示・公開・資料提供

・ 定期的に企画展・特別展・ミニ企画展を行い，調査研究の成果を公表することで地域の歴史と文化を理解する機会を提供します。

③ 体験学習・講座の実施

・ 郷土を知り，昔のくらしを追体験できる学習の場や後世に価値を伝えるための歴史講座，古文書講座を提供します。

４　芸術・文化活動の推進

≪現状と課題≫

本町における芸術・文化活動は，ホールや工芸室，各種研修室等を備える文化センターで日々行われています。第一線で活躍していた人々が退職し，時間的ゆとりがもてるようになったことにより，芸術・文化活動に関心をもち，積極的に活動したいと思う町民はさらに増加することが予想されています。芸術や文化に触れる機会とともに，町民自らが芸術・文化活動を実践する機会を充実させることが，今まで以上に求められています。

また，限られた予算の中で，活発な芸術・文化活動を促すためには，町民，企業，関係団体などの協力が不可欠であり，芸術・文化活動に対するサポート体制を整えることが求められています。

≪目指す姿≫

○ 芸術・文化の鑑賞機会の充実

○ 芸術・文化活動を実践する町民の増加

≪施策の内容≫

（１）芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の充実

芸術・文化に身近に触れることができる心豊かなまちづくりに向けて，多彩な芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の提供に努めます。幼児から成人まで様々な世代の町民に，生涯学習として学び，身に付けた芸術・文化活動の発表の場を設定します。

＜主要施策＞

① 文化活動の発表・展示会の促進

・ 総合芸術展，芸能発表会，子供芸術展，菊花展，音楽フェスティバルなど，様々な発表の場を設け，芸術・文化活動への参加や鑑賞機会を提供します。

（２）芸術・文化活動の促進

町民の自主的な芸術・文化活動が活発に行われるよう，支援体制の充実，情報発信の強化などを進めます。芸術・文化活動施設の利用を促進するとともに，芸術・文化団体や指導者の育成，学習機会の提供に努めます。さらに，町民，企業，関係団体の協力を求めて，芸術・文化活動のサポート体制を強化します。

＜主要施策＞

① 芸術・文化活動団体への支援，育成，活性化

・ 各団体による展示会開催のためのギャラリーやラウンジ等の施設を貸し出します。

・ 各団体の活動の活性化や会員増を目的とした体験講座を実施します。

・ 各団体の展示会の予定などを公民館掲示板やホームページを活用して広報します。

５　生涯スポーツの推進

≪現状と課題≫

本町には，社会体育館，総合運動公園，東部工業団地内運動場，烏川河川運動場，グラウンド・ゴルフ場，Ｂ＆Ｇ海洋センター，北部公園サッカー場などの施設があり，町民のスポーツ活動の拠点となっています。しかし，施設や設備の老朽化もみられるため，快適な利用に向けて計画的に改修を行うことが必要になっています。そのため，限られた財源の中で良好なスポーツ環境を提供するためには，施設の維持管理の効率化や受益と負担の適正化についても検討を進める必要があります。また，本町では生涯スポーツの普及，推進のため，各種スポーツ大会を開催するとともに，町民体育祭，各種スポーツ教室などを開催しています。町民相互の交流や健康増進を図るためには，これらのスポーツイベントに幅広い多くの町民の参加を募ることが必要です。さらに，町民の多様化するスポーツニーズに応え，体力，技術などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむ環境を築くために，スポーツ振興に向けた地域の組織体制を整えるとともに，指導体制の強化を図ることが求められています。

≪目指す姿≫

○ 定期的にスポーツに取り組む町民の増加
○ 身近な場所で手軽にスポーツを楽しめる環境の整備
○ 地域や民間が主体となって取り組むスポーツ活動の充実

≪施策の内容≫

（１）スポーツに親しむことのできる環境整備

スポーツに取り組みやすい環境を町民に提供するため，スポーツ施設の整備・充実に努めます。さらに，老朽化施設・設備については，計画的に改修を行い，町民が気持ちよくスポーツを楽しむことができる施設へ改善します。

＜主要施策＞

① 身近な施設でスポーツに親しむことのできる環境整備

・ 社会体育館グラウンド及び駐車場の有効利用を図ります。

② スポーツ施設の改修，スポーツ設備・用具等の改修

・ 施設の安全確保やスポーツ環境の充実を図るため，施設・設備の整備・改善に努めます。

（２）スポーツに親しむ機会の提供

町民の健康づくりや交流に向けて，スポーツ関係団体と連携して，スポーツ教室やスポーツ大会を開催します。講習会や研修会を通じて，指導者の育成に努めるとともに，スポーツボランティアを活用して，スポーツ活動を活性化させ，定期的にスポーツに親しむ町民を増やします。また，スポーツ推進委員の派遣，町民体育祭の開催，各種スポーツ大会，各種スポーツ教室の開催などを通じて，定期的にスポーツ活動に親しむ町民を増やし，スポーツ施設の利用促進に努めます。

＜主要施策＞

① スポーツ教室やスポーツ大会の開催

・ 町民体育祭や各種町民スポーツ大会及び各種スポーツ教室を開催します。

② 指導者の研修機会の充実

・ スポーツ推進委員等をコーディネーターとして，各種スポーツ教室及び各種スポーツ講習会等を実施します。

＜参考資料＞

玉村町教育大綱

～夢叶える教育のまち　たまむら～

－基本理念－

○全ての町民が夢と希望をもって理想を追求することができるよう、社会の変化に対応した教育を実践する。

○家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働した教育を実践する。

平成３１年３月

玉村町

1　教育大綱策定の趣旨

教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が教育委員会と連携し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2　大綱の位置付け

大綱は、玉村町における教育施策の根本となる計画であり、国及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、玉村町総合計画における教育・文化分野との整合性を図って策定しています。

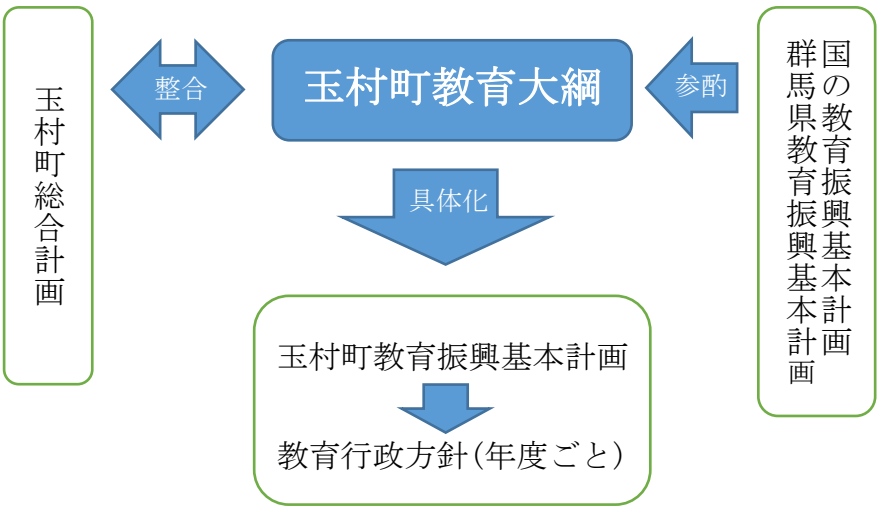

3　大綱の対象期間

この大綱の対象期間は、平成３１（２０１９）年度から平成３５（２０２３）年度までとします。

4　教育の基本理念と基本方針

＜基本理念＞

全ての町民が夢と希望をもって理想を追求することができるよう、社会の変化に対応した教育を実践する。

家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働した教育を実践する。

＜基本方針＞

全ての教育(家庭教育・学校教育・社会教育等を含む)において

・「生きる力」を育み、社会の変化に主体的に対応できる人を育成する。

・一人一人が生涯活躍できるよう、自己を磨き、共に学ぶ環境をつくる。